

第3章 給水装置材料

1 構造及び材質

給水装置に用いる材料は、法第16条及び施行令第5条に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号（以下、「基準省令」という。））の性能基準に適合するものでなければならない。

1.1 性能基準適合品

(1) 適合が明確な製品

基準省令の性能基準を満足する製品規格に適合している製品であり、日本工業規格（JIS規格）、日本水道協会規格（JWWA規格）等があり、当該製品には規格適合マークが明示されている。

(2) 第三者認証品

第三者認証機関が基準省令の性能基準に適合していることを認証した製品であり、当該製品には第三者認証機関の認証マークが明示されている。なお、第三者認証機関は表3-1の通りである。

表3-1 第三者認証機関

名 称	ホームページアドレス
公益社団法人 日本水道協会（JWWA）	http://www.jwwa.or.jp/
一般財団法人 日本燃焼機器検査協会（JHIA）	http://www.jhia.or.jp/
一般財団法人 日本ガス機器検査協会（JIA）	http://www.jia-page.or.jp/
一般財団法人 電気安全環境研究所（JET）	http://www.jet.or.jp/

(3) 自己認証品

製造業者等が自ら、又は製品試験機関等に委託して基準省令の性能基準に適合していることを証明した製品である。使用に際しては、製造業者等の保有するデータにより、基準省令の性能基準に適合していることを確認する。

2 給水管及び継手

給水管及び継手は、基準省令の性能基準に適合していなければならない。また、工事施工にあたっては、基準省令のシステム基準に適合するとともに、布設場所の環境及び地質、管が受ける外力、気候、管の特性、通水後の維持管理などを考慮し、最も適切な管種及びそれに適合した継手を選定する。

給水管及び継手として使用する材料には、主として次のものがある。なお、配水管への取付口から水道メーターまでの間で用いる給水管及び継手については、「第5章 施工 2.2 給水管に使用する材料」(P74) 及び「第5章 施工 2.3 標準配管形態」(P76) を参照する。

2.1 ダクタイル鋳鉄管 … DIP

(1) 給水管

ダクタイル鋳鉄管は、マグネシウムを添加することによって鋳鉄中の黒鉛が球状化され、靱性に富み衝撃に強く、強度が大であり、耐久性に優れている。主として配水管に用いられるが、呼び径 75mm 以上の給水管にも用いられる。内面防食は、直管はモルタルライニングとエポキシ樹脂粉体塗装があり、異形管にはエポキシ樹脂粉体塗装がある。古くは普通鋳鉄管や高級鋳鉄管などが使用されてきたが、現在は、鋳鉄管といえばダクタイル鋳鉄管を指す。

(2) 継手

ダクタイル鋳鉄管の接合形式は、GX形、NS形、K形、T形、フランジ形等、多種類あるが、一般に給水装置では、メカニカル継手（GX形異形管、K形）、プッシュオン継手（GX形直管、NS形、T形）及びフランジ継手の3種類が用いられる。

2.2 硬質ポリ塩化ビニル管 … VP

(1) 給水管

硬質ポリ塩化ビニル管は、水道用硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6742、呼び径 13～150 mm）、水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管（JWWA K 129、呼び径 50～150 mm）による。硬質ポリ塩化ビニル管は引張り強さが比較的大きく、耐食性、耐電食性に優れる。しかし、直射日光による劣化や温度変化による伸縮が生じるため注意を要する。また、難燃性であるが、熱及び衝撃に比較的弱く、寒冷地等では給水管の立ち上がりで地上に露出する部分は、凍結防止のため管に保温材を巻く必要がある。したがって、使用温度範囲は約-5～60℃（気温）である。特に、管に傷が付くと破損しやすいため、外傷を受けないよう取扱いに注意するとともに、有機溶剤など、管の材質に悪影響を及ぼす物質と接触させてはならない。

(2) 継手

硬質ポリ塩化ビニル管の継手は、水道用硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6743、呼び径

13～150 mm)、水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手 (JWWA K 130、呼び径 50～150 mm)、水道用硬質塩化ビニル管のダクティル鋳鉄異形管 (JWWA K 131、呼び径 50～150 mm) による。接合方法には、接着剤を用いる T S 接合と、ゴム輪接合 (R R 接合) とがある。T S 接合作業にあたっては、接合剤が管内に流入して断面を閉塞し、通水量を阻害するなど給水上、種々の事故や弊害を発生することがあるので注意が必要である。

2.3 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 … HIVP

(1) 給水管

耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管は、水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6742、呼び径 13～150 mm)、水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管 (JWWA K 129、呼び径 13～150 mm) による。耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管は、硬質ポリ塩化ビニル管の衝撃強度を高めるように改良されたものである。管の取扱いについては、硬質ポリ塩化ビニル管に準じる。なお、長期間、直射日光に当たると耐衝撃強度が劣化することがあるので注意する。

(2) 継手

耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管の継手は、水道用硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6743、呼び径 13～150 mm)、水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手 (JWWA K 130、呼び径 50～150 mm)、水道用硬質塩化ビニル管のダクティル鋳鉄異形管 (JWWA K 131、呼び径 50～150 mm) による。管の取扱いについては、硬質ポリ塩化ビニル管に準じる。

2.4 ポリエチレン管 … PP

(1) 給水管

ポリエチレン管は、水道用ポリエチレン二層管 (JIS K 6762、呼び径 13 mm～50 mm) による。ポリエチレン管には 1 種管 (軟質管) と 2 種管 (硬質管) の 2 種類がある。なお、配水管から水道メーターの間については、1 種二層管を使用する。ポリエチレン管は、硬質塩化ビニル管と比較し、たわみ性に富み、軽量で耐寒性、耐衝撃性に優れる。また、長尺物のため、少ない継手で施工できる。一方で、管肌が柔らかく、傷が付きやすいため、管の保管や加工に際しては取扱いに注意する必要がある。また、有機溶剤など、管の材質に悪影響を及ぼす物質と接触させてはならない。

(2) 継手

ポリエチレン管継手は、水道用ポリエチレン管金属継手 (JWWA B 116、呼び径 13 mm～50 mm) であり、インコア一体型とし、ワンタッチ型は使用しない。

2.5 水道配水用ポリエチレン管

(1) 給水管

水道配水用ポリエチレン管は、水道配水用ポリエチレン管 (JWWA K 144 (PTC K 03)、呼び径 50 mm～200 mm^{*}) による。高密度ポリエチレン樹脂を主材料とした管で、耐久性、耐食性、衛生性に優れる。管の柔軟性に加え、電気融着等により管と継手が一体化

し、地震、地盤変動等に適応できる。また軽量で取扱いが容易である。一方で、管肌が柔らかく、傷が付きやすいため、管の保管や加工に際しては取扱いに注意する必要がある。また、有機溶剤など、管の材質に悪影響を及ぼす物質と接触させてはならない。

(2) 継手

水道配水用ポリエチレン管継手は、水道配水用ポリエチレン管継手 (JWWA K 145 (PTC K 03)、呼び径 50 mm～200 mm^{*})、水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手 (PTC G 30、呼び径 50 mm～200 mm)、水道配水用ポリエチレン管金属継手 (PTC B 21 : 呼び径 50mm) による。水道配水用ポリエチレン管継手については、清掃後の電気融着接合部に水がかかると融着不良となるため、注意が必要である。

※呼び径 200mm は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格 (PTC K 03) による。

2.6 鋼管 … SGP、SSP

(1) 給水管

鋼管は、管の内面、あるいは管の内外面に硬質塩化ビニルやポリエチレンなどのライニングを施し、強度に対しては鋼管が、耐食性などについては各種のライニングが分担できるように、それぞれの材料の特性を有効に利用した複合管が製品化されている。例として、硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-V : JWWA K 116、JWWA K 140 (耐熱性))、ポリエチレン紛体ライニング鋼管 (SGP-P : JWWA K 132)、ステンレス鋼管 (SSP : JWWA G 115) 等がある。鋼管は、道路内、宅地内及び屋内の広い範囲の配管に用いられている。

なお、古くから給水管として一般的に使用されてきた水道用亜鉛めっき鋼管については、腐食しやすく経年により赤水の発生原因となることから、平成 9 年 10 月 1 日施行の厚生省通知により、上水用配管から除外されている。

(2) 継手

鋼管継手は、フランジ継手もあるが、ねじ継手が一般的である。ねじ継手は接合部のねじや給水管端部が腐食しやすいため、防食対策を講じる必要があり、管端防食継手 (JWWA K150、JWWA K 141 (耐熱性))、エポキシ系樹脂コーティング管継手 (防食シーラント剤及び管端コアを用いる)、外面防食継手 (管端コアを用いる) 等を使用する。

3 給水用具

給水装置のうち給水管以外は給水用具である。一般に使用されている給水用具 (継手を除く。) は次の通りである。

3.1 分水栓

各種分水栓は、分岐可能な配水管や給水管から不断水で給水管を取出すための給水用具であり、配水管及び給水管の管種に応じて選定する。なお、材料の選定については、「第 5 章 施工 2.2 給水管に使用する材料」(P74) 及び「第 5 章 施工 2.3 標準配管形

態」(P76)を参照する。

3.1.1 サドル付分水栓

サドル付分水栓は、配水管に取付けるサドル機構と不断水分岐を行う止水機構を一体化した構造の分水栓であり、鋳鉄管、鋼管、硬質ポリ塩化ビニル管、ポリエチレン二層管、水道配水用ポリエチレン管からの分岐に用いる。止水栓の形式は止水機構がボール式のA形とする。サドル及びバンドの塗装はエポキシ樹脂粉体塗装とし、ボルトナットは焼付防止処理を施したSUSボルトナットを使用する。また、旧桑名仕様（前田バルブ製）のサドルも使用可能とする。基準省令に適合する規格として、水道用サドル付分水栓（JWWA B 117）、水道用ポリエチレン管サドル付分水栓（JWWA B 136）、水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓（PTC B 20（POLITEC規格））などがある。

サドル機構の大きさの呼び径は、取付ける配水管の管種によって異なり、鋳鉄管用については75～350mm、硬質塩化ビニル管用及び鋼管用には40～150mm、硬質塩化ビニルライニング鋼管用及びポリエチレン管用は40～50mm、水道配水用ポリエチレン管用は50～200mmがある。給水管の取り出し口は、止水機構の横にあつて、分・止水栓用継手により水平方向に給水管と接続する。

なお、サドル付分水栓設置箇所にはポリエチレンスリーブにより防食措置を施す（詳細は「第5章 施工 4.3.4 防食工」参照（P108））。また、鋳鉄管用についてはメタルスリーブ圧着タイプを使用し、水道配水用ポリエチレン管用については鋳鉄製（POLITEC規格）のものを使用する（EF接合のものは使用しない）。

3.1.2 割T字管

割T字管は、鋳鉄製の割T字形の分岐帯に仕切弁を組込み、一体として配水管にボルトを用いて取付ける構造で、50mm以上の給水管分岐に使用する。割T字管には、配水管の管種によって、鋳鉄管用、鋼管用、硬質塩化ビニル管用、水道配水用ポリエチレン管用があり、全面パッキンのものとし、SUSボルトナットを使用する。

なお、割T字管設置箇所にはポリエチレンスリーブにより防食措置を施す（詳細は「第5章 施工 4.3.4 防食工」参照（P108））。また、配水管の管種が水道配水用ポリエチレン管の場合については、50mmの給水管分岐にはサドル付分水栓を使用し、75mm以上の給水管分岐に割T字管を使用する。

3.2 止水栓

止水栓は、給水の開始、中止及び給水装置の修理その他の目的で給水を制御又は停止するために使用する給水用具である。なお、配水管への取付口から水道メーターまでの間で用いる給水用具については、「第5章 施工 2.3 標準配管形態」(P76)及び「第5章 施工 3.2.4 止水栓、仕切弁の設置」(P82)を参照する。

3.2.1 止水栓

(1) 止水栓

甲形止水栓などがある。甲形止水栓は、止水部が落としコマ構造であり、損失水頭が大きい。また、流水抵抗によってコマパッキンが摩耗するため、止水できなくなるおそれがあり、定期的な交換が必要である。基準省令に適合する規格としては、水道用止水栓（JWWA B 108）などがある。

(2) 止水栓筐

止水栓を設置する場合には、止水栓筐を設ける。なお、第一止水については、桑名市の市章の入ったものを用いることとする。

3.2.2 仕切弁

(1) 仕切弁

仕切弁は、弁体が垂直に上下し、全開、全閉する構造であり、全開時の損失水頭は極めて小さい。基準省令に適合する規格としては、青銅弁（JIS B2011）、水道用仕切弁（JIS B 2062）、水道用ソフトシール仕切弁（JWWA B 120）、水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁（JWWA B 122）、水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル製ソルトシール仕切弁（JWWA B 125）などがある。ただし、水道用仕切弁（JIS B 2062）については、規格に浸出性能が規定されていないため、使用する場合には浸出性能の適合を確認する必要がある。

(2) 仕切弁筐

仕切弁を設置する場合には、仕切弁筐を設ける。なお、第一止水については、桑名市の市章の入ったものを用いることとする。

3.3 給水栓

給水栓は、給水装置において給水管の末端に取付けられ、弁の開閉により流量又は湯水の温度調整等をする給水用具である。その種類には、次のようなものがある。

3.3.1 水栓類

水栓は、使用者に直接水を供給するための給水用具である。ハンドルを回して弁の開閉を行う水栓、レバーハンドルを上下して弁の開閉を行うシングルレバー式の水栓、電気を利用して自動的に弁の開閉を行う電子式自動水栓等、用途によって多種多様なものがあるため、使用目的に最も適した水栓を選択する。

3.3.2 ボールタップ

ボールタップは、フロートの上下によって自動的に弁を開閉する構造になっており、水洗便所のロータンク、受水槽に給水する給水用具である。

(1) 一般形ボールタップ

一般形ボールタップは、弁部の構造によって単式と複式に区分され、さらにタンクへ

の給水方式によりそれぞれ横形、立形の2形式がある。

(2) 副弁付定水位弁

副弁付定水位弁は、主弁に小口径ボールタップを副弁として組合わせ取付けるもので、副弁の開閉により主弁内に生じる圧力差によって開閉が円滑に行えるものである。圧力差でダイヤフラムを上下させ、それにより主弁を開閉する方式の定水位弁もある。主弁の開閉は圧力差により徐々に閉止するため、ウォーターハンマを緩和することができる。なお、この形式のものは、副弁として電磁弁を組合わせているものが多い。

(3) ダイヤフラム式ボールタップ

一般的なボールタップは、浮球の上下に連動してピストンバルブのシートコマが上下し弁を開閉する構造であるが、ダイヤフラムを動かすことにより吐水、止水を行うダイヤフラム式ボールタップも広く普及してきている。

3.4 弁類

「3.2 止水栓」以外の弁類には、次のようなものがある。

3.4.1 減圧弁

減圧弁は、調整ばね、ダイヤフラム、弁体等の圧力調整機構によって、一次側の圧力が変動しても、二次側を一次側より低い一定圧力に保持する給水用具である。基準省令に適合する規格としては、水道用減圧弁（JIS B 8410）がある。

3.4.2 定流量弁

定流量弁は、ばね、オリフィス、ニードル式等による流量調整機構によって、一次側の圧力に係らず流量が一定になるよう調整する給水用具である。

3.4.3 安全弁（逃し弁）

安全弁（逃し弁）は、設置した給水管路や貯湯湯沸器等の水圧が設定圧力よりも上昇すると、給水管路等の給水用具を保護するために弁体が自動的に開いて過剰圧力を逃し、圧力が所定の値に降下すると閉じる機能を持つ給水用具で、通常減圧弁と組合わせて使用する。取付位置は、設置後の点検、取替えが容易に行えるよう考慮するとともに、設置後の定期点検は確実にを行う。基準省令に適合する規格としては、温水機器用逃し弁（JIS B 8414）がある。

3.4.4 逆止弁

逆止弁は、逆圧による水の逆流を防止する給水用具である。

(1) ばね式逆止弁

ばね式逆止弁は、弁体をばねによって台座に押し付け、逆止する構造である。逆止弁体がカートリッジ式のものもある。

①単式逆流防止弁

単式逆流防止弁は、1個の弁体をばねによって弁座に押し付ける構造のものでⅠ形とⅡ形がある。Ⅰ形は逆流防止性能の維持を確認できる点検孔を備え、Ⅱ形は点検孔のないものである。基準省令に適合する規格としては、水道用逆流防止弁（JWWA B 129）がある。

②複式逆流防止弁

複式逆流防止弁は、個々に独立して作動する二つの逆流防止弁が組込まれ、その弁体は、それぞればねによって弁座に押し付けられているため、二重の安全構造となっている。形式はⅠ形のみである。基準省令に適合する規格としては、水道用逆流防止弁（JWWA B 129）がある。

③二重式逆流防止器

二重式逆流防止器は、各弁体のテストコックによる性能チェック及び作動不良時の弁体の交換が、配管に取付けたまま行える構造である。

④減圧式逆流防止器

減圧式逆流防止器は、独立して作動する第1逆止弁と第2逆止弁との間に一次側との差圧で作動する逃し弁を備えた中間室からなり、逆止弁が故障して正常に作動しない場合、逃し弁が開き中間室から排水し、空気層を形成することによって逆流を防止する構造の逆流防止器である。第1逆止弁の上流側、中間室、第2逆止弁の下流側にテストコックが設けられ、機能テストが行える構造となっている。器具を設置する場合には、逃し弁からの排水口空間が確保されていなければならない。基準省令に適合する規格としては、水道用減圧式逆流防止器（JWWA B 134）がある。

(2) リフト式逆止弁

弁体が弁箱又は蓋に設けられたガイドによって弁座に対し垂直に作動し、弁体の自重で閉止の位置に戻る構造のものである。また、弁部にばねを組込んだものや弁体が球形のものもある。

(3) 自重式逆流防止弁

自重式逆流防止弁は、一次側の流水圧で逆止弁体を押し上げて通水し、停水又は逆圧時は逆止弁体が自重と逆圧で弁座を閉じる構造である。一般には配管に対して水平に取付けて使用するが、垂直方向に設置可能なタイプもある。

(4) スイング式逆止弁

弁体がヒンジピンを支点として自重で弁座面に圧着し、通水時に弁体が押し開かれ、逆圧によって自動的に閉止する構造のものである。

(5) ダイヤフラム式逆止弁

ダイヤフラム式逆止弁は、通水時には、ダイヤフラムがコーンの内側にまくれ、逆流になるとコーンに密着し、逆流を防止する構造のものである。主に給水用具の配管内に取付けられ使用される。

3.4.5 バキュームブレーカ

バキュームブレーカは、給水管内に負圧が生じたとき、サイホン作用により使用済の水その他の物質が逆流し水が汚染されることを防止するため、逆止弁により逆流を防止するとともに逆止弁より二次側（流出側）の負圧部分へ自動的に空気を取入れ、負圧を破壊する機能を持つ給水用具である。

（１）圧力式バキュームブレーカ

圧力式バキュームブレーカは、逆止弁二次側（流出側）の水圧（背圧）が生じる位置に設置してはならない。設置は、配管の途中で常時圧力の加わる位置とする。基準省令に適合する規格としては、圧力式バキュームブレーカ（SHASE-S 215-2007）がある。

（２）大気圧式バキュームブレーカ

大気圧式バキュームブレーカは、給水装置の最終止水機構の下流側で、常時水圧の加わらない場所に設置する。基準省令に適合する規格としては、大気圧式バキュームブレーカ（SHASE-S 211-2007）がある。

3.4.6 空気弁及び吸排気弁

空気弁は、管内に停滞した空気を自動的に排出する機能を持った給水用具である。空気弁には、配管途中の高い場所に設置する急速空気弁、単口空気弁及び立て管頂部に設置する空気弁がある。基準省令に適合する規格としては、水道用急速空気弁（JWWA B 137）がある。

吸排気弁は、給水立て管頂部に設置され、管内に負圧が生じた場合に自動的に多量の空気を吸気して給水管内の負圧を解消する機能を持った給水用具である。なお、管内に停滞した空気を自動的に排出する機能を合わせて持っている。

3.4.7 吸気弁

吸気弁は、寒冷地などの水抜き配管で、不凍栓を使用して二次側配管内の水を排水し凍結を防ぐ配管において、排水時に同配管内に空気を導入して水抜きを円滑にする自動弁である。

3.4.8 ミキシングバルブ

ミキシングバルブは、湯・水配管の途中に取り付けて、湯と水を混合し、設定温度の湯を吐水する給水用具であり、ハンドル式とサーモスタット式がある。

3.5 その他の給水用具

3.5.1 スプリンクラーヘッド

スプリンクラーヘッドは、水系統の消火設備であるスプリンクラーの末端に取付ける給水用具である。なお、給水装置に直結するスプリンクラーの設置を検討する場合には、「第6章 4 特定施設水道連結型スプリンクラー設備(直結直圧式)の設置基準」(P129)を参照する。

3.5.2 ストレーナ

ストレーナは、ごみ等の流入を防ぎ、弁類の損傷を防止するために、メッシュ(網)を組込んだ給水用具である。

3.5.3 浄水器

浄水器は、水道水中の残留塩素等の溶存物質や濁度等の減少を主目的とした給水用具である。水栓の流入側に取付けられ常時水圧が加わるもの(先止め式)と水栓流出側に取付けられ常時水圧が加わらないもの(元止め式)がある。

先止め式はすべて給水用具に該当する。元止め式については、浄水器と水栓が一体として製造、販売されるもの(ビルトイン側又はアンダーシンク型)は給水用具に該当するが、浄水器単独で製造、販売され、消費者が取付けを行うもの(給水栓直結型又は据え置き型)は該当しない。

浄水器のろ過材には、活性炭、ポリエチレン・ポリスルホン・ポリプロピレン等からできた中空糸膜を中心としたろ過膜、その他(セラミックス、ゼオライト、不織布、天然サンゴ、イオン交換樹脂等)がある。

また、浄水器の中には、残留塩素や濁度を減少させることのほか、トリハロメタン等の微量有機物や鉛、臭気等を減少させる性能を持つ製品がある。

除去性能については、家庭用品品質表示法施行令によって、浄水器の材料、性能等の品質を表示することが義務付けられている。

浄水器によって残留塩素等が取除かれ、器具内のろ過材に滞留した水は、雑菌が繁殖しやすくなる。ろ過材のカートリッジは有効期限を確認し、適切に交換することが必要である。なお、浄水器設置の取扱いについては、「第5章 施工 3.5.2 浄水器及び活水器の取扱い」(P101)を参照する。

3.5.4 活水器

活水器は、磁場や遠赤外線などの人工的な処理を行うことで、水に付加的な機能を持たせる給水用具である。強力な磁力やセラミックス、鉱物などを利用し、給水管路を外側から挟み込んで水と接触しないタイプや給水管路途中に設置して直接水と接触するタイプなどがある。なお、活水器設置の取扱いについては、「第5章 施工 3.5.2 浄水

器及び活水器の取扱い」(P101)を参照する。

4 水道メーター

水道メーターは、給水装置に取付け、需要者が使用する水量を積算計量する計量器であって、その計量水量は、料金算定並びに有収率などの水量管理の基礎となるものである。

水道メーターには、適正な計量が求められることから、その使用に際しては、計量法に定める特定計量器の検定に合格し、かつ、検定有効期間（8年）内のものである必要がある。

計量法の諸官庁である経済産業省は、水道メーターの技術進歩への迅速な対応及び国際整合化の推進を図るため、「第1部（一般仕様）JIS B 8570-1」と「第2部（取引又は証明用）JIS B 8570-2」のJIS規格を制定した。これにあわせ、JIS規格を引用した特定計量器検定検査規則に改正がなされ、平成17年10月1日に施工された。平成23年4月1日以降は、全面的に新たな基準の水道メーター（新JISメーター）が製造されている。

水道メーターには多くの種類があり、測定原理から流速式（推測式）と容積式（実測式）があり、図3-1の通り分類される。桑名市において採用する水道メーターは表3-2の通りであり、桑名市より貸与する。なお、貸与場所については、「第4章 給水装置工事の申請・検査 1.1.4 工事着手」(P53)を参照する。また、水道メーターの設置等については、「第5章 施工 3.2.5 水道メーターの設置」(P84)を参照する。

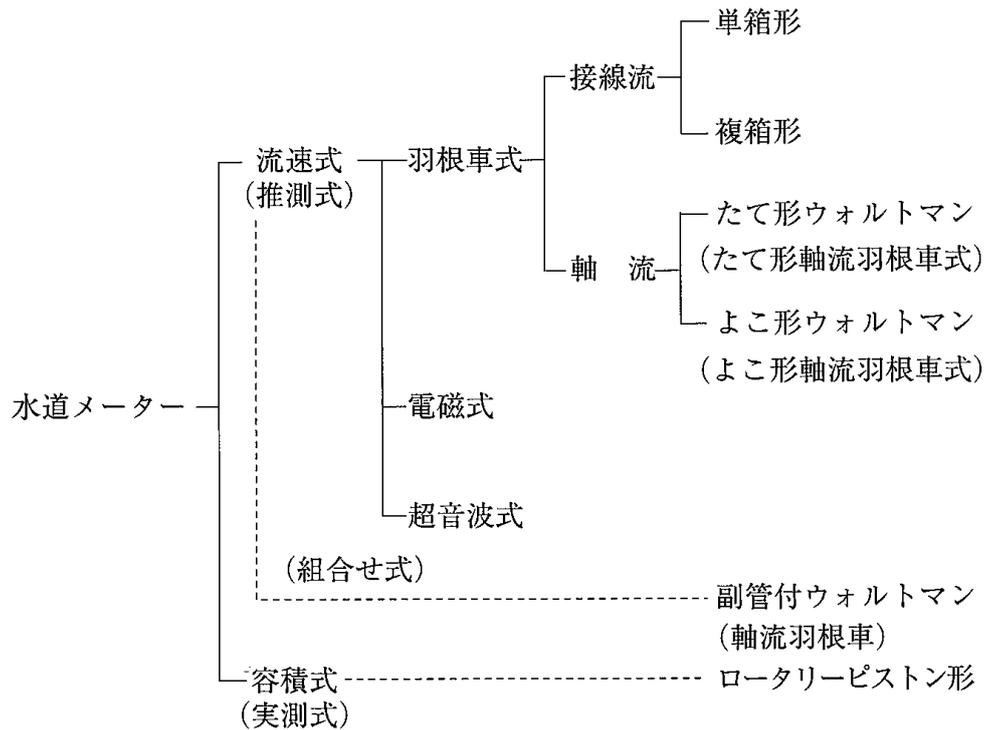


図 3-1 水道メーターの分類

表 3-2 桑名市採用水道メーター

メーター口径 (mm)	メーターの種類	長さ (mm)
13	接線流羽根車式メーター単乾式直読型	100
20	接線流羽根車式メーター複乾式直読型	190
25		225
30		230
40	たて型軸流羽根車式水道メーター乾式直読型	245
50		560
75		630
100		750

(備考)

- ・ 13～40mm はネジ接合 (形式は地区に応じて次の通りとする。)、50mm 以上はフランジ接合とする。

【桑名地区】 13～25mm：舶来ネジ (金門ネジ)、40mm：上水ネジ

【多度地区・長島地区】：上水ネジ

- ・ 50～100mm は遠隔式とする。